

虐待を受けたと思われる子どもを見つけたときは

あなたの周りに「虐待を受けたと思われる子ども」がいたら、すぐ最寄りの市町村の窓口や児童相談所などに連絡（通告）してください。通告は、子どもを守るためのものです。連絡をした人が特定されないように、秘密は守られます。

また、出産や子育てに悩んだときは、市の子育て支援課や児童相談所までご相談ください。

○児童虐待とは

- 身体的虐待**…殴る、蹴る、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、おぼれさせる、など
- 性的虐待**…性的行為の強要、性器や性交を見せる、ポルノグラフィの被写体にする、など
- ネグレクト**…家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、保護者以外の同居人による虐待を放置する、など
- 心理的虐待**…言葉による脅し、無視、兄弟姉妹間差別的扱い、子どもの前で配偶者やその他の家族などに暴力をふるう、など

連絡（通告）先

- 熊本県中央児童相談所（熊本市長嶺2丁目3-3） ☎381-4451
- 市役所 家庭児童相談室 ☎242-1240
- 児童相談所全国共通ダイヤル ☎0570-064-000

※全国共通ダイヤルはPHSや一部のIP電話からはつながりません。



平成23年度

認可保育園入園ご案内



平成23年4月から平成24年3月までに入園を希望する人

受付期間 11月15日(月)～12月17日(金)まで(土・日・祝日を除く)

申込書配布および申し込み先

入園希望の申込書は市役所子育て支援課(西合志庁舎)、市民課総合窓口(合志庁舎)、各支所に用意してあります。申込用紙を受け取って申し込んでください。受付期間を過ぎた場合は子育て支援課(西合志庁舎)のみでの受け付けとなります。

5月以降に入園希望の人

平成23年度中に育児休業明けの職場復帰が決定している人で、入園申込予定の人(職場から育児休業中である証明が提出できる人)は、なるべく今回の期間中に申し込みを行なってください。保育園が不足する状況にあるため、年度途中に申し込むと入園ができない場合があります。

詳しくは広報こうし10月号8ページをご覧ください。市ホームページ「子育てサイト」にも入園案内と保育園情報を載せています。

問い合わせ先 子育て支援課(西合志庁舎) ☎242-1159

冬休み児童預かり事業のお知らせ

合志市社会福祉協議会では、市の委託を受け冬休み期間中に児童の預かり保育を実施します。

- | | | | |
|---------------|---|---------------|--|
| ● 対象 | 学童クラブに加入していない小学1年～6年までの児童 | ● その他 | 2,000円(保険料・施設管理費として。ただし、夏休み等児童預かり事業利用者は免除) |
| ● 場所 | 立割老人憩いの家 | ● 受付 | ふれあい館こども支援センター |
| ● 定員 | 25人(定員になり次第、締め切ります) | ● 申込開始 | 12月4日(土)～11日(土)※日曜を除く
午前8時30分～午後7時 |
| ● 保育期間 | 12月27日(月)～1月6日(木)
(12月29日～1月3日を除く)
平日の午前8時30分～午後5時30分
※延長保育あり(保育料別途徴収) | ☆ 申請用紙 | はふれあい館窓口で配布 |
| ● 保育料 | 3,500円(おやつ代込み) | ☆ 詳細 | はホームページ(http://www.koshi-shakyo.or.jp/top/)をご覧ください。 |

問い合わせ先 合志市社会福祉協議会 こども支援センター ☎242-7000

「父子家庭の人の児童扶養手当」

申請手続きはお済みですか？

児童扶養手当とは？

◆父母の離婚などで、父または母と生計を同じくしていない子どもが育成される家庭(ひとり親家庭)の生活の安定と自立の促進に寄与し、子どもの福祉の増進を図ることを目的として、支給される手当です。なお、公的年金(老齢福祉年金を除く)を受けることができる場合には受給できません。

父子家庭の支給要件とは？

◆次の①から⑤のいずれかに該当する子どもについて、父がその子ども(注1)を監護(注2)し、かつ、生計を同じくしている場合に支給されます。

(注1)子どもとは…18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童(政令で定める程度の障がいがある場合は20歳未満)

(注2)監護とは…監督し、保護すること。主として精神面から児童の生活について種々配慮し、物質面から日常生活において児童の衣食住などの面倒をみていること。

- ①父母が婚姻を解消した子ども
- ②母が死亡した子ども
- ③母が一定程度の障がいの状態にある子ども
- ④母の生死が明らかでない子ども
- ⑤その他(母が1年以上遺棄している子ども、母が1年以上拘禁されている子どもなど)

手当額(月額)は？

◆受給資格者(ひとり親家庭の父や母など)が監護・養育する子どもの数や受給資格者の所得などにより決められます。なお、所得制限があり、受給資格者および扶養義務者(同居する直系血族および兄弟姉妹などの)の所得が制限額以上の場合、支給停止となります。

妹などの)の所得が制限額以上の場合、支給停止となります。

○児童1人の場合

全部支給41,720円、一部支給41,710円～9,850円

○児童2人以上の加算額

2人目 5,000円、3人目以降1人につき3,000円

◆支給については、年3回(12月・4月・8月)、前の月までの4カ月分を指定の金融機関口座に振り込みます。

父子家庭の人が

受給するためには？

◆児童扶養手当を受給するためには、市への申請が必要です。

◆申請の時期についての取り扱いはこちらのとおりです。

○11月30日までに申請いただく
と、次の取り扱いとなります。

●7月31日までに支給要件に該当

○ひとり親家庭に対する自立を支援するため、8月1日から父子家庭の父にも児童扶養手当が支給されるようになります。

○児童扶養手当を受給するためには、市へ申請(認定請求)が必要です。11月30日までに忘れずに手続きをしてください(11月30日を過ぎると、申請の翌月からの支給になります)。

している人

↓11月30日までに申請をすれば、「8月分」から支給されます。

●8月1日以降、11月30日まで支給要件に該当した人

↓11月30日までに申請をすれば、「要件に該当した日の翌月分」から支給されます。

※11月30日を過ぎると、「申請の翌月分」からの支給になりますので、必ず11月30日までに手続きをしてください。

申請に必要なもの

◆申請にあたっては、受給資格者(申請者)および該当する子どもの戸籍謄本や健康保険証(写し)、預金通帳などが必要になります。詳しくはお問い合わせください。なお、必要な書類がそろってからの申請受付となります。

問い合わせ先 子育て支援課(西合志庁舎) ☎242-1159